| | |
|---|---|
| 一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満 | （一）八五デシベル以下の値 |
| 二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満 | （一）七〇デシベル以下の値 |
| 七・二五GHz以上九GHz未満 | （一）五四デシベル以下の値 |
| 九GHz以上一〇・二五GHz未満 | （一）六〇デシベル以下の値 |
| 一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満 | （一）七〇デシベル以下の値 |
| 一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満 | （一）八五デシベル以下の値 |
| 一〇・七GHz以上一一・七GHz未満 | （一）七〇デシベル以下の値 |
| 一一・七GHz以上一二・七五GHz未満 | （一）八五デシベル以下の値 |
| 一二・七五GHz以上 | （一）七〇デシベル以下の値 |

［19～33　略］

（特定小電力無線局の無線設備）

**第四十九条の十四**　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～十一　略］

十二　五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体検知センサー用のものに限る。）

［イ　略］

ロ　変調方式は、次のいずれかであること。

(1)　周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するもの

(2)　パルス振幅変調により送信するもの

ハ　送信装置の空中線電力及び等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1)　周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。(2)において同じ。）以下であること。

(2)　パルス振幅変調により送信する送信装置の空中線電力は、一二デシベル以下で、かつ、等価等方輻射電力は一七デシベル以下であること。

［ニ・ホ　略］

［十三～十五　略］

［19～33　同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

**第四十九条の十四**　［同上］

［一～十一　同上］

十二　［同上］

［イ　同上］

ロ　変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。

［新設］

ハ　送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は十三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［新設］

［ニ・ホ　同上］

［十三～十五　同上］